

期間外健康診断の申請について

保健管理センター

学生定期健康診断期間の全日程において、下記理由により受診することができなかった場合、指定する期日までに事実を証明できる書類等を添付のうえ、所定の手続きを行うことで、期間外健康診断を許可される場合があります。

申請を希望する方は、保健管理センター（雄飛館4階）までご連絡ください。

1. 期間外健康診断が認められる理由（いずれの場合も、事実を証明できる書類等を添付すること）

- (1) 教育実習、介護等体験及び教職実践演習における研修校実習
- (2) 博物館実習
- (3) 卒業後の進路に関する試験
- (4) 裁判員候補者として呼出しを受けた場合又は裁判員に選任された場合
- (5) 自己の責めによらない不慮の事故又は災害
- (6) 一親等・二親等の親族の死亡又は葬儀
- (7) 病気又は負傷
- (8) 交通機関の遅延
- (9) 留学、大学の正課授業及びそれに準ずるもの、公認団体クラブの試合
- (10) その他、保健管理センター長が認めた場合

※帰省、旅行、法事、ボランティア、自動車免許合宿、アルバイト等、私用によるものは認められません。

2. 期間外受診願（事実を証明できる書類等を含む）提出期限・期間外健診実施日

対象学年・セメスター	受診願 提出期限	期間外健診実施日
学部 第3～6セメスター生 （介護等体験希望者を除く） 〔令和7（2025）年4月時点〕	4月4日（金） 16：00 まで	4月7日（月）～4月11日（金） 9：30～12：30、14：00～15：30
学部 第1・2・7・8セメスター生 （編・転入学生、再入学生含む） 〔令和7（2025）年4月時点〕 大学院生（通信教育課程を除く） 介護等体験希望者	4月11日（金） 16：00 まで	4月14日（月）～4月18日（金） 9：30～12：30、14：00～15：30

※健診項目に胸部 X 線がある方は、指定期間内に業務委託先医療機関で X 線撮影（交通費自己負担）。後日、保健管理センターで X 線以外の検査及び医師との面談実施（時間：9：30～12：30、14：00～15：30）。

※指定された実施日に受診できなかった場合、以降の受診は不可。

※長期留学や入院等については、別途ご相談ください。